

基本財産の資産運用に関する細則

公益社団法人日本オリエンテering協会

(総則)

第1条 この細則は、公益社団法人日本オリエンテering協会（以下「JOA」という）定款第36条および基本財産の取扱いに関する規程（以下「規程」という）に基づき、基本財産の資産運用（以下「資産運用」という）に関する事項を定める。

(対象)

第2条 規程第2条第3項に基づき、次の各号について資産運用を行うことができる。

- (1) JOA主催大会等において、当年度内に参加費等の収入は見込まれているが、締切等により、まだ運用資金が充たされていないときに支出が必要な場合。
- (2) 国際大会等への参加費などで、当年度内に助成金等の収入は見込まれているが、収入が確定する前に支出が必要な場合。
- (3) 理事会が認めた、今後充当される見込みがある費用に支出が必要な場合。

(手続き)

第3条 資産運用については、以下の手続きを経て行う。

- 2 資産運用を行う上限額は、理事会で、現理事の3分の2以上の決議を経て決定する。
- 3 資産運用は、前項で決定した上限額内で、資産運用のための専用の銀行口座で管理することとする。
- 4 資産運用を行った場合は、理事会は、社員総会で報告しなければならない。

(要領)

第4条 本細則第2条において資産運用を行った場合、大会等の運用資金や助成金が充当された時点で、基本財産会計に戻すこととする。

- 2 この資産運用は、当年度内に限り行うことを原則とする。
- 3 年度をまたがって資産運用を行った場合は、基本財産の資産運用会計簿に記載することとする。

(改廃)

第5条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この細則は、平成28年9月5日から施行する。
- 2 この細則は、令和6年5月18日に改訂し、令和6年6月8日から施行する。